

新築住宅費用の一部を助成します

(住まいの環境整備促進事業)

安心して住み続けられる住まいづくりと定住人口の確保及び地域経済の活性化対策として、新築又は購入する人に対して、費用の一部を助成します



平成28年4月1日事業(受付)開始

- 交付の申請は事業期間内で新築して引き渡し後又は購入後1年以内
- 事前(相談)届出が必要です

助成金額

町内建設業者施工の場合

100万円

※助成金額のうち20万円は地域商品券

町外建設業者施工の場合

20万円

※地域商品券で助成

対象者

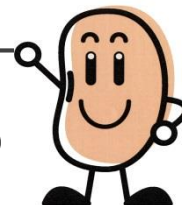
- 次の条件をすべて満たす人
- 町内に住宅を新築又は建売住宅を購入し、その住宅に住所を有することとなる人
 - 世帯全員が、町税や町に納付すべき公共料金を滞納していない人
 - 新築又は建売住宅を購入した住宅の登記事項証明書に記載された所有者である人、共有名義の場合は代表者である人
 - 住宅の建設等に関し、公共事業に伴う物件移転補償を受けていない人
 - 5年を超えて引き続き居住する人
 - 暴力団員でないこと及び暴力主義的破壊活動団体に所属していない人

対象住宅

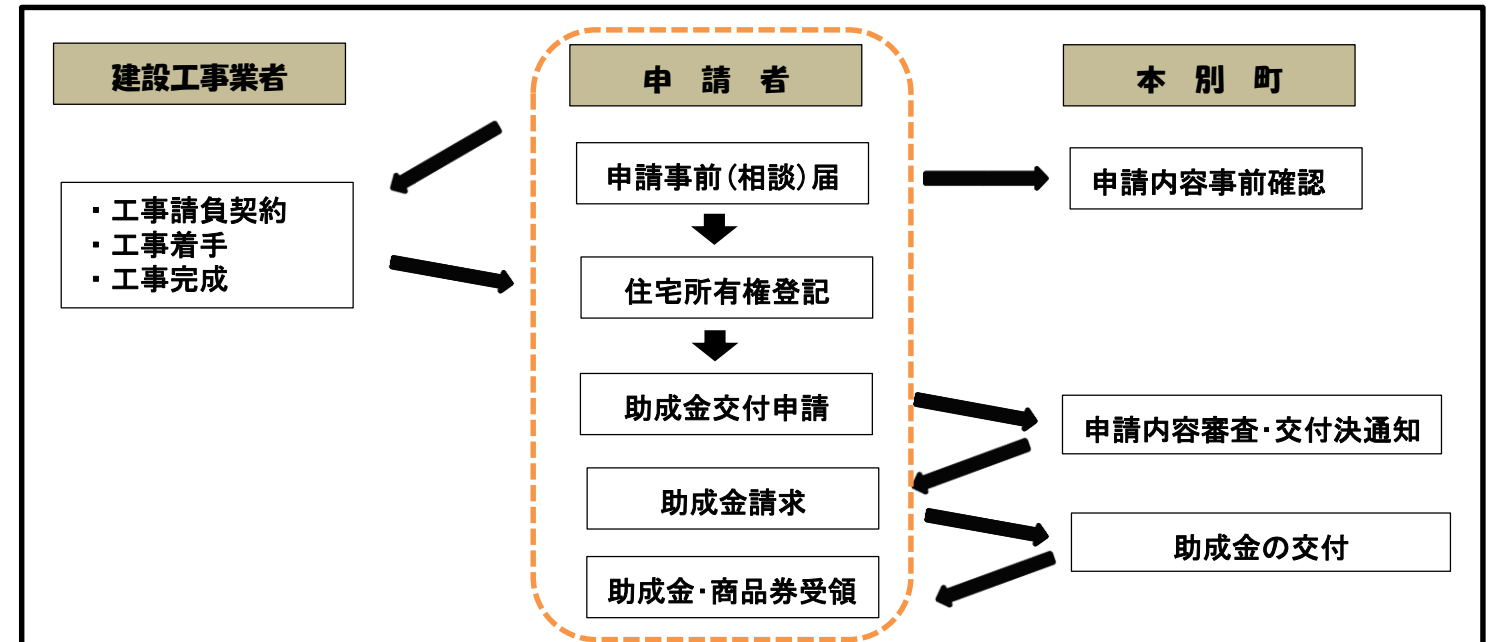
- 平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間に、新築により住宅の工事請負契約及び工事に着手し、建売住宅については同期間に工事に着手及び売買契約し、自らが所有者として不動産登記法に基づく所有権の登記をした住宅
- 居住の用に供するための建築に係る延床面積が50平方メートル以上で、かつ、建築に係る費用(用地取得費等を除く)が500万円(税抜)以上であること
- 併用住宅の場合は、居住に要する部分の床面積が2分の1以上

事業期間及び窓口

【事業期間】 平成28年4月1日(金)～平成32年3月31日(火)
【窓口】 役場建設水道課 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)



手続きの流れ



申請方法

※申請書等は本別町役場公式ホームページにあります

- 事前(相談)届出の書類【※申請の前に必ず事前(相談)届出が必要となります】
 - ・本別町住宅取得助成金交付申請事前届出書(様式第1号)
 - ・図面(付近見取図、配置図、各階平面図、立面図等)
- 申請書時の書類
 - ・本別町住宅取得助成金交付申請書(様式第2号)
 - ・申請者及び世帯全員の住民票
 - ・本別町住宅取得助成金に係る誓約書(様式第3号)
 - ・町税等納付状況等調査同意書(様式第4号)
 - ・工事請負契約書及び引渡しの日を証する書類の写し(新築の場合)
 - ・売買契約書の写し(建売購入の場合)
 - ・図面(付近見取図、配置図、各階平面図、立面図等)
 - ・建築基準法による検査済証の写し又は建築確認を要しない場合は建築工事届の写し
 - ・住宅に係る登記事項証明書の写し
 - ・代表申請者選任届(共有名義の場合:様式第5号)
 - ・住宅全体の写真(外観)
 - ・その他町長が必要と認める書類

事業及び申請に関する
問い合わせ

建設水道課

E-mail: kensetk@town.honbetsu.hokkaido.jp
TEL: 0156-22-8122 FAX: 0156-22-3237
ホームページ: http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/living/cat5/post_46.html

(リフォームは裏面)